７　子ども・若者の声を反映した政策の推進と国地方の協働強化に関する提言

「こどもまんなか社会」の実現には、国がナショナルスタンダードとして全国一律に実施すべき施策の推進と、地方が実情に応じてきめ細かく創意工夫しながら取り組む施策への積極的な支援が不可欠である。

また地方について重要なテーマに関しては、地方自治体が円滑に着手できるよう、国と地方自治体で十分な時間的余裕を持って丁寧に協議を行い、地方自治体の実情に応じた制度設計とするとともに、導入後も事業の進め方や課題等について地方自治体を交えて検証し、継続して改善を図ることが重要である。

令和８年度は、こども誰でも通園制度や公立の小学校段階の学校給食費の抜本的な負担軽減が開始される等、子育て世帯への支援が拡充されるとともに、いわゆる「日本版ＤＢＳ」が開始されるなど、子ども・若者を取り巻く環境の整備が進められているが、これらの施策をより効果的に機能させるためには、国と地方が車の両輪となって、施策を推進する必要がある。

子ども・若者の可能性を広げ、子ども・若者の笑顔が将来にわたって輝き続ける社会を実現するため、特に以下の項目について対策を講じられたい。

記

１．子ども・若者の声を反映した、こどもまんなか視点の施策の実施について

- こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮される「こどもまんなか社会」の実現にむけて、子どもが権利の主体であることを今一度社会全体で共有し、子どもや子育て世帯を支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知啓発等を行うこと。
- 地方が行う子どもの意見表明等の権利を守る仕組みづくりや、子どもの意見の政策反映に必要な取組、さらには権利の侵害事案が発生した際の救済措置の体制の整備等を推進するための十分な財政措置を含めた支援を強化すること。
- 国が実施する若者１０万人を対象とした総合調査について、若者世代への的確かつ効果的な政策の展開につなげるため、この総合調査の結果を十分に検証し、若者世代の状況や課題の把握に努めるとともに、調査・検証結果を地方と共有すること。
- 「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども関連政策を円滑・強力に推進するとともに、真に実効性ある取組が展開できるよう、ＰＤＣＡサイクルにより各施策の不断の強化・改善を行い、実務レベルも含め地方と丁寧な調整や意見交換を行った上で、その意見を反映すること。また、国におけるＰＤＣＡサイクルによる各施策の見直しを踏まえ、地方において取組の検討・実施ができるよう、都道府県・市町村別データの収集・提供を行うこと。
- 子ども・子育て支援施策は、ナショナルスタンダードとして全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなる。そのため、全国一律で行う施策については、近年の物価高にも対応した十分な予算を確保するとともに、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置すること。また、経済的負担軽減の観点はもとより、地方がその実情に応じて

きめ細かに行うサービスの提供やそれらを支える人材の確保、施設整備などに当たって、地方自治体の創意工夫を活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

- 児童福祉法等、改正法を施行するにあたっては、地方自治体が円滑に施策の実施に着手できるよう、あらかじめ準備に必要な制度の詳細やスケジュール等を早期に示し、情報提供を行うこと。
- 子ども・子育て支援金制度が開始されたが、来年度以降も負担額の引き上げが予定されていることから、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、今一度、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。また、子ども・子育て支援納付金について、低所得者の過度な負担増とならないよう、国による十分な財政措置を行うとともに、システム改修費等の必要な経費についても財政的支援を講じ、併せて、直接被保険者と接する市町村等の保険者に対しても、必要な支援を行うこと。さらに、歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すること。
- 子ども・子育て政策に限らず、支援金等について、毎年のように緊急的な臨時給付が実施されている。しかし、給付に係る実務の多くが地方自治体にゆだねられており、短期間での対応が求められることも多いため、地方自治体には大きな負担が生じている。こうした状況を踏まえ、国が責任を持って平時からＤＸを推進する等して、一元的かつ効率的に給付を実施できる仕組みを構築し、地方自治体の事務負担に最大限配慮すること。
- 被選挙権年齢の引き下げは、若者の政治参加を促進し、その世代の候補者を国や地方の代表者として選択する可能性を広げ、結果として投票率の向上にもつながるものと考えられる。国民の政治参画を高めるためにも、被選挙権年齢の引き下げの具体化に向け、国会において丁寧に議論すること。

２．子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革について

- 価値観やライフスタイルが多様化する中で、若い世代が妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に将来を選択し、適切な判断ができるよう、発達段階に合わせたライフデザイン教育やライフプランニング教育、キャリア教育、プレコンセプションケア（性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うこと）、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に対する理解促進を全国的に進めること。
- 社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消も含め、理解を深めるための周知啓発等を行うとともに、家事育児時間の男女間格差是正に効果が検証された施策を自治体向けに提示し、国としてもその施策推進を図ること。また、民間が行う子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組や、地方が行う取組に係る補助を充実すること。
- 子どもたちが社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育むため、安全で安心して過ごせる多様な子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域の実情や多様な支援ニーズに応じた独自の取組に対して安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- 「こどもまんなか社会」及び共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育を推進するため、全国的な気運醸成を進めること。

・　子どものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化するため、子ども・若者・妊産婦が移動に不自由することのないよう、公共交通の維持・活性化や公共ライドシェアなど多様な移動手段の確保、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援を推進すること。
・　選択的夫婦別姓や雇用・労働環境の改革など、家庭環境や子育て世帯の働き方に関わる諸制度改革については、様々な制度見直しが子どもに不安を与えたり健やかな育ちを妨げたりすることがないよう、子ども目線を取り入れたうえ、議論を加速させること。

３．多様な働き方や妊娠・出産・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境等の整備について

・　長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進、不妊・不育症治療に係る休暇制度の創設など、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成や、妊娠・出産・子育て等と仕事を両立することができる仕組みづくりを促進するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産・子育てができるよう、休業期間中の経済支援制度を充実すること。
・　次世代育成支援対策推進法において、従業員が１００人を超える企業に対して、育児休業の取得状況の把握や数値目標の設定などが義務付けられたが、仕事と育児の両立支援に関する事業主の取組を一層促すため、義務対象外の企業も含め、企業の取組状況の周知や支援の充実・強化を行うこと。
・　特に小学校において、共働き世帯やひとり親家庭の子どもたちが、登校時間前や放課後に安心安全に過ごすことができるよう、親の時差出勤やフレックス制度、短時間正社員制度等、多様で柔軟な働き方の仕組みづくりを促進すること。

４．出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化について

・　国主導により、「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」の議論を踏まえ、若い世代が自分らしく人生の選択ができるよう後押ししていくため、「若い世代に向けたライフデザインに関する情報発信等」を実施することとされたところであるが、この情報発信等を通じて、若者世代が希望をもって結婚、妊娠・出産、子育てを選択できる社会の実現に向けた環境づくりを推進すること。特に、未婚化・晩婚化対策については、個人の価値観や考え方による人生の選択が尊重されることを大前提として支援の強化を図ること。
・　プレコンセプションケアについては、プレコンセプションケア推進５か年計画に基づき、社会全体への周知啓発を徹底すること。また、地方自治体が実施する助成等の支援について、国のプレコンセプションケアセンターとの連携等を含め、十分な財政的支援を講じるとともに、地方公共団体が実施するプレコンセプションケア健診事業に対する補助制度を創設すること。
・　地域少子化対策重点推進交付金制度については、自治体の意見を踏まえ、更なる運用の弾力化を図るとともに、補助対象となるメニューの充実、補助率の引上げ及び確実な予算の確保を行うこと。また、結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラムの支援状況は全婚姻件数の約２％に過ぎず、支援を要する世帯の経済的不安を軽減するためには制度の改善が必要であり、所得要件の撤廃、補助対象及び経費の拡充、補助上限額の引上げを行うこと。さらに、都道府県主導型

市町村連携コースの補助メニューを常設化すること。

- 不妊・不育症治療等について、保険適用以前の助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、引き続き保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- 国において、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた検討が行われているところだが、具体的な制度設計に当たっては、地域の周産期医療提供体制が維持されるよう、現場の実情を十分に踏まえること。
- 児童手当の制度改正に伴う事務費等の負担増に対して、引き続き継続的な補助制度の創設等による財政支援を行うこと。
- 全国の自治体で子どもの医療費助成が実施されているが、財政事情や政策的要素などから、住所地により対象年齢や自己負担金等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感が生じている。所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、ナショナルスタンダードの観点から、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。また、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置対象を高校生年代まで引き上げることが示されたが、その軽減割合は５割と十分なものとは言えないため、軽減割合の拡充を図ること。あわせて、軽減割合の拡充に当たっては、地方自治体の財政負担増とならないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じること。
- 就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する地方自治体への財政的支援を行うこと。さらに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。
- ２０２６年４月から公立の小学校段階において実施されている「学校給食費の抜本的負担軽減（いわゆる給食無償化）」について、速やかに公立の中学校段階まで対象を拡大すること。また、子育て支援の真のナショナルスタンダードへと発展させるため、居住地や学校設置主体による格差を解消し、公平な支援を実現する観点から、国立・私立学校についても課題の整理を十分に行った上で対象化に向けた検討を進めること。さらに、本施策は本来、国の責任において一律に実施すべき性質のものであることから、全額国費負担で実施するよう見直すこと。その上で、見直しが完了するまでの間、地方財政措置によって対応する場合は、国の一般会計から加算措置を講じるなど、全額を国の財源により措置すること。

  加えて、支援の基準額については、実際の食材費の水準を適切に反映し、保護者や地方自治体に負担が生じない仕組みとするとともに、物価高などの社会経済情勢の変化に対して機動的に対応できる柔軟な制度設計をあらかじめ講じること。

  併せて、地方における事務負担の軽減や、学校給食の質の向上についても、地方自治体の実情を踏まえ、十分な検証と必要な支援を行うこと。また、学校給食を通じた「食育」、「地場産物及び国産食材の活用」を一層推進する観点から、地方が独自に行う地産地消や食育の取組みも十分考慮すること。
- 高等学校等就学支援金について、令和８年度から収入要件が撤廃された一方、外国籍生徒等に対する新制度が設けられるなど、大幅な見直しがあったことから、国において制度の周知に努めるとともに、都道府県が負担する費用については、国において恒久的な財源を確保し、適切に財政措置を講じること。また、地方交

付税で措置する場合には、別枠で一般財源総額の増額確保を図るとともに、精緻かつ確実に算定すること。さらに、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。併せて、学校現場の状況を丁寧に把握しつつ、学校及び都道府県の事務負担の軽減に努め、必要な事務費については、国において財源を措置すること。また、国籍及び在留資格等の要件確認を含めたシステム改修については、国の責任において実現すること。加えて、事業開始後一定期間を経た後には、事業の進め方や課題等、特に対象校や対象者のあり方について、地方を交えて検証する場を設けること。

・　「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、都道府県が地域の実情に応じて策定する高等学校教育改革実行計画に基づく改革を確実に推進できるよう、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による財政支援については、必要とする予算を国の責任において継続的に確保し、安定的な仕組みを構築するとともに、地方における教育充実のための多様な施策が対象となるよう柔軟性を持った制度とすること。

・　産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の追加公募の実施に当たっては、都道府県において申請内容の見直しや再検討を適切に行うことができるよう、当初申請に係る審査結果について詳細な情報を提供するとともに、十分な検討期間を確保すること。

　また、追加公募によって事業着手時期が当初計画から大幅に遅れる場合、事業実施期間が十分に確保できず、事業効果の発現に支障を来すおそれがあることから、事業期間の延長について検討すること。

・　今後、高校教育改革を推進するに当たっては、全国知事会と十分な協議を行い、地方の実情や考え方を十分に反映した上で、丁寧に進めること。

・　喫緊の課題である施設の老朽化への対応や、ＩＣＴ環境の充実などを含めた教育ＤＸへの対応、専門高校も含めた、公立高校の施設や空調等の設備・備品等整備への財政支援を充実すること。特に、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく改修事業の主要財源である公共施設等適正管理推進事業債が、令和８年度を期限とする地方債であり、今後の事業推進に支障をきたすおそれがあることから、その期間延長措置を講じること。

・　高等教育に係る教育費の負担を軽減し、進学機会の確保を図る観点から、国立大学の授業料標準額について、進学希望者が進学を諦めなければならないような引上げは行わないこと。また、国公立、私立問わず、安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金や公立大学における地方交付税措置、私立大学に対する助成を拡充すること。あわせて、高等教育の修学支援新制度についても、所得制限や支給制限の撤廃など更なる支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国が責任をもってその財源を確保すること。さらに、大学院修士段階で導入されている授業料後払い制度について、学部段階での導入についても検討すること。

・　子ども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感等の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動や地域活動に対して積極的に支援すること。

５．子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上について

・　里帰り期間中も含め、全国のどこに住んでいても切れ目なく支援が行き届き、妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象疾患の拡大や新生児聴覚検査の公費負担による検査実

施など、妊産婦や新生児、乳幼児への相談支援や検査・健診の全国一律の制度設計を引き続き行うとともに、その実施に当たっては、市町村の実情に応じた柔軟な運用を可能とし、安定的かつ十分な財政措置を講じること。併せて、安心して子どもを産み育てられる医療提供体制の実現のため、産科・小児科をはじめとした医師の診療科偏在や地域偏在が是正されるよう、引き続き、地域枠などによる医療人材の確保対策を講じるとともに、各地域において、産科や小児科医療をはじめとする医療機関相互の役割分担や機能集約などの議論が円滑に進められるよう、国においても国民に対する理解の促進を図るための取組や地域の実情に応じた財政的支援を強化すること。

・　災害時に妊産婦や乳幼児等に対して適切な配慮や支援が行われるよう、平時からそのポイント等について周知啓発を図ること。

・　心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア事業について体制整備支援や財政支援を含む制度拡充や、利用申請・予約等を迅速・円滑に行うことができる全国統一のシステムの構築を図るほか、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。

・　人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するため、施設種別や設置者の別を問わず、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が受講できるキャリアアップ研修等の仕組みを整備するとともに、研修受講に伴う代替職員の配置に対する財政的支援を拡充するなど、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ること。

・　令和７年１０月の児童福祉法改正による、保育所等の職員による虐待通報義務化や令和８年１２月のこども性暴力防止法施行を踏まえ、自治体における指導監督体制の一層の強化が急務となっている。虐待等の状況を的確に判断できる保育現場に精通した人材や、看護師など医療の知見を有する人材の確保を含め、法により新たに義務付けられた事務の増加に対応できるよう、地方交付税や補助金等新たに十分な財政措置を講じること。

・　待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、年度途中の保育ニーズやこども誰でも通園制度のニーズへの柔軟な対応の他、様々な配慮を必要とする子どもや家庭への支援など、保育士に期待される役割が拡大していることを踏まえ、保育士等の負担軽減を図りつつ、保育士等の他産業と遜色ない水準までの更なる処遇改善を進めること。また、保育士修学資金貸付等事業をはじめとする保育対策総合支援事業の継続・拡充、潜在保育士を把握できる仕組みの整備及び再就職支援等の推進、保育士等の離職防止のための職場環境の改善、保育現場の魅力向上につながるポジティブキャンペーンの展開等により人材確保を強力に進めること。併せて、これらに係る費用について、地方自治体に追加の財政負担が生じることのないよう、国において所要の財源を確保すること。

・　１歳児の職員配置基準の改善を早期に実施するとともに、望ましい職員配置基準のあり方について、保育士のワーク・ライフ・バランスを実現し、負担軽減をより一層進めるために必要な職員を確保できるよう科学的に検証し、検証結果を踏まえた更なる職員配置基準の見直しを行うこと。なお、それまでの間、１歳児の職員配置改善加算について、保育の質に影響のない範囲で支給要件を緩和すること。また、配置基準より多く保育士等を配置した場合の加算制度等を充実すること。加えて、まずは令和８年度幼稚園設置基準改正に見合うよう子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の国庫補助単価の改善を図り、その上で保育所や認定こども園といった新制度の施設に対する公定価格上の配置基準と同じ水準で教職員を配置できるよう国庫補助単価の改善に取り組むこと。

・　保育士等の処遇改善をより一層推進するため、公務員の地域手当の見直し等に伴う公定価格への反映に当たっては、地方と丁寧に意見交換を行った上で、現行を超える給付水準を確保すること。その際、地域間の物価水準等を考慮するとともに、人材の確保に影響が出ないよう、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差に配慮するほか、都市部とその他の地域の給与格差が過大とならないようにすること。今般、地域区分について、令和６年人事院勧告に準拠した際に県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという課題を踏まえ、他の自治体への通勤率の高さなどを勘案した新たな補正ルールが国において検討されているが、見直しに当たっては自治体の意見を十分に尊重すること。また、その見直し等に伴い生じる地方の財政負担については、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。
・　保育士養成施設の学生数の減少や新規学生募集停止の発表が相次ぐなか、保育士養成施設がこれまで果たしてきた役割等を踏まえつつ、保育士の今後の需給推計や、将来的な保育士の育成・確保をどのように進めるのか、国としてのグランドデザインを示すとともに、地域の保育人材の確保や保育の質の向上につながる取組への支援を行うこと。
・　人口減少地域においては、利用児童の減少や物価高などにより将来の施設運営を不安視する声があることから、地域特性に応じた持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、公定価格を見直すとともに、保育と児童発達支援の一体的な支援や保育施設の多機能化を図るための施設整備などの制度的・財政的支援の充実を図ること。
・　医療的ケアや障害、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもや、障害者手帳の有無にかかわらず特に保育上の支援を要する子どもを保育所や幼稚園、認定こども園で安心して受け入れられるよう、看護師等の配置や施設改修等について施設種別による差異を解消するとともに、補助率の引上げなど更なる支援の充実を図ること。また、公定価格に保育士の加配や、看護師や調理員等の配置に係る加算を創設・拡充するなど、保育所等における看護師等の配置促進に向けた財政措置を講じること。併せて、病児保育事業に従事する保育士や看護師について、処遇改善に係る財政措置を講じること。
・　就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金について、全ての自治体の施設整備事業が確実かつ円滑に実施でき、施設整備に遅れが生じないよう、実施設計の事前着手を認めるなど柔軟な対応を可能とすること。また、各自治体の整備計画に支障を来たすことのないよう、当初予算において、十分な予算額を引き続き確保するとともに、物価や人件費の高騰に対して基準額が見直されているものの、実勢価格とは乖離しているため、基準額の更なる引上げを行うこと。これに加え、資材等の高騰により工事費が増額となった場合は、増額の変更協議を受け付けること。特に、複数年度事業の２か年目以降の事業の協議において、物価上昇の理由による１か年目協議時点からの対象経費の増額を可とすること。併せて、障害児者の多機能型事業所の施設整備に係る一体的実施については、申請時期や予算区分、内示見込み等を省庁間であらかじめ調整するなど、各自治体が計画的に整備事業を実施できるよう、採択に当たってのルールを明確にすること。
・　家庭支援事業等に係る安定的・継続的な実施体制の確立のため、事業ごとに必要な職員を確保できるよう、補助制度を拡充すること。あわせて、市町村が当該事業を円滑かつ適切に実施できるよう、補助基準の適用ルールの明確化を図ること。

・　児童福祉施設等の安全対策を推進するため、全ての施設の耐震診断費用を助成対象とするとともに、耐震改修費用の補助率の引上げや地方財政措置の拡充など、更なる財政支援を行うこと。
・　こども誰でも通園制度については、制度の運用状況を十分に検証し、地方の意見を丁寧に聞きながら、制度を安定的に運用できるよう、継続的に検討を行うとともに、事業運営に必要な財政措置を講じること。
・　放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保、環境の整備を図るため、国の責任において通信ネットワークの増強を含む施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保すること。また、放課後児童支援員等の資質向上のための研修体系の整備や処遇改善に係る補助の拡充、補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。加えて、大規模クラブについては、一定の要件を満たす場合に、運営費の減額措置が緩和されたところであるが、１事業所あたり複数支援単位で申請ができるようにするなど、さらなる要件緩和を行い、運営費の充実・強化を図るとともに、過疎地域等における小規模クラブについても、実態に即した運営費の底上げなど手厚い支援を行うこと。さらに、開所日数が２５０日に満たない施設や、小学校の長期休業期間における受入体制を確保するための財政支援を拡充すること。
・　特に小学校において、共働き世帯やひとり親家庭の子どもたちが、登校時間前や放課後に安心安全に過ごす居場所の整備を進めるため、子どもたちの居場所の実態とニーズの把握や、自治体の好事例等の横展開を行い、居場所の整備等を推進するための十分な財政措置、地方が行う取組への支援を強化すること。
・　令和８年１２月にこども性暴力防止法が施行され、いわゆる「日本版ＤＢＳ」の運用が始まるが、国において施設・事業者の実態や、自治体の指導監督の実態等を把握し、地方の意見を聴きつつ、十分な準備期間を設けられるよう、自治体が所轄庁として実施する施設等に対する指導監査の基本方針や考え方についても示すなど、早急に制度設計・運用方法の周知等を進めること。加えて、事業者に対し、制度に対する十分な周知を図るとともに、特に、小規模な認定事業者が円滑に制度を運用し、防止措置などの安全確保措置や情報管理措置を適切に整備等できるよう、国において強力に支援体制を整えること。併せて、事業者並びに地方自治体における保育現場に精通した保育指導職や、看護師など医療の知見を有する人材の確保など管理監督体制の強化をはじめとする体制整備に係る十分な財政措置などの支援を図ること。また、子どもたちの安全・安心を守るという観点は、職業選択の自由やプライバシーの配慮という観点と相反するおそれもあるため、被害者の保護及び適切な支援はもちろんのこと、加害者の更生や治療に係る支援を強化するなど、「生命（いのち）の安全教育」の推進と併せて、子どもの性犯罪、性暴力対策を総合的に推進すること。
・　国が検討している家事支援サービスやベビーシッターの利用支援について、家事や子育ての負担軽減に資するよう、利用者の利便性に配慮した支援制度を構築すること。また、サービスの子育て支援への有効性を検証した上で、サービス利用に向けた国民への理解促進に努めること。
・　教職員の勤務環境の改善及び教育の質の向上を図るため、教職員定数の一層の改善及び支援スタッフの配置の充実を図ること。特に、少人数指導や小学校の教科担任制を推進するための計画的な定数の拡充及び部活動指導員等の外部人材の活用に向けた財政措置の拡充を図るほか、部活動の地域展開についてもより一層推進すること。また、学校教育の質の向上や実効性のある働き方改革の推進とともに、有為な人材を持続的に確保していくため、高いマネジメント能力を求め

られる学校管理職の処遇改善を図ること。

・　子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、ＧＩＧＡスクール構想で整備された端末の更新やクラウド対応の校務支援システム整備、ＩＣＴ支援員の拡充、校内外通信ネットワーク環境の維持・改善に係る費用について、高等専修学校等も含めた全校種を対象とするとともに、都道府県が共同調達する場合に必要となる事務負担について国の責任と財源で確保すること。加えて、放課後児童クラブ等の放課後の児童生徒の居場所においても端末を活用した家庭学習が行えるよう、通信ネットワークの増強を含む環境整備に必要な財政措置を講じること。

・　義務教育においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身につけられるように、教員が児童生徒に対応できる時間を十分確保し、児童生徒に対してより良い教育を行い、教員自身の志気が高まるよう、次期学習指導要領では、学習内容を精選するなどの見直しを行うこと。

６．困難な状況にある子どもたちへの支援強化について

・　いじめや不登校、ヤングケアラー、医療的ケア児、日本語指導が必要な子ども、性的指向やジェンダーアイデンティティに悩みを抱える子どもなど、困難な状況にある子ども・若者への切れ目のない支援を総合的に推進するため、子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターの設置・運営に係る費用を含む必要な財政措置を十分に講じるとともに、教育支援センターやメタバースを活用した居場所、ＮＰＯ、フリースクール、ユースセンターなどの多様な居場所や学びの場の整備・運営に対する支援を充実すること。その際、不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方について整理すること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材について、標準法による定数措置を図るほか、加配の更なる拡充など児童生徒の支援に向けた教職員定数の一層の改善を図るほか、医療的ケア看護職員、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充、校内教育支援センターの設置及び支援員の配置について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

・　地域における身近な相談役として子どもや子育て家庭への見守りや行政等へのつなぎを行うなど地域福祉の要として期待される民生委員・児童委員については、一斉改選のたびに充足率が低下してきており、なり手確保に向けた対策が喫緊の課題となっていることから、現任委員や、自治会及び地方自治体の意見を十分に踏まえつつ、就業しながらでも民生委員・児童委員として活動できる環境を整備するなど、時代の変化に即した持続可能な制度へ見直すこと。

・　自殺対策基本法が改正され、子どもの自殺防止に「学校の責務」が明記されたことから、学校の支援体制の拡充をさらに進めるためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門人材の配置に係る補助金等について十分な予算額を確保すること。特にスクールソーシャルワーカーについては、ＣＯＣＯＬＯプランに基づく、家庭等へのアウトリーチ支援等の新たなニーズへの対応も必要なことから、適切な予算確保を図ること。

・　全国的に２０歳未満の自殺者数が増加しており、地域を問わず、子どもの命を守る取組が迅速に着実に進まなければならない。こども・若者自殺危機対応チームや法定協議会の設置に対し、財政的な支援を拡充するとともに、こどもの自殺リスクを早期に把握するためのスクリーニングツールの全国的な活用促進について早急に取り組むこと。

・　かけがえのない子どもの命を救うため、予防のためのこどもの死亡検証（ＣＤＲ）について、「ＣＤＲの制度のあり方に関する検討会」において個人情報の収集や取扱い等の法令整備や虐待など他の検証制度とのすみわけ等について議論を重ね、それを踏まえてよりよい制度設計と、検証結果の分析・評価などの仕組みを構築し、地方において有効な予防策が講じられるよう、財政支援を含め取組をさらに強化すること。
・　児童虐待相談対応件数が依然として高止まりしている。一時保護開始時の司法審査の対応、家庭養育の推進や市町村の相談支援体制の整備など、児童虐待への更なる対応力強化に向けて、児童福祉司、ＳＶ職員や一時保護に従事する職員、市町村相談員等の専門的人材の確保及び育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。さらに、児童相談所と市町村や警察等の関係機関との連携強化に向けた取組への支援の充実を図ること。
・　一時保護時の司法審査について、児童相談所は一時保護状の請求にあたり、短期間で戸籍謄本を取得する必要がある。国は、都道府県による戸籍電子証明書等のオンライン公用請求について、令和８年度中の導入を進めているとのことだが、詳細が示されておらず、児童相談所で利用することができるか現時点では不明である。一時保護に係る手続きを円滑に進めるため、児童相談所が簡便かつ迅速に戸籍謄本を取得できる仕組みを構築し、支援策を講じること。
・　社会的養育の一層の推進に向け、その必要性や里親制度等について、広く国民に周知すること。また、養育里親を育児休業制度の対象に含めることや、里親支援センターにおける共働き家庭への支援の充実、ファミリーホームの措置費を実態に見合うよう見直すなど、体制整備に向けた支援を強化することにより、里親等の受け皿の拡充や運営基盤の安定化を図り、里親委託の促進及び委託後の制度的・財政的支援の充実を図ること。
・　児童相談所職員の法定研修に関しては、職員のキャリアアップに資する経験年数に応じた体系的な研修を検討すること。また、研修実施者や受講者の負担軽減を図り広域的な研修に資するよう、オンラインと対面を組み合わせた研修実施が可能となるよう動画研修教材を提供すること。
・　児童養護施設等に関わる専門人材の定着、後継育成等に資する恒常的な人材確保のため、児童福祉施設等職員の一層の処遇改善の推進、措置費における配置基準や専門人材に対する加算基準の見直し等、人材育成や定着支援に係る予算の更なる充実を図ること。
・　社会的養育の転換期にあたり、乳児院、児童養護施設等が入所機能を維持しつつ、その専門性を活かした多機能化・機能転換等に取り組むことができるよう、現行の定員を維持するための入所率や職員配置の基準となる最少定員の見直しなど、措置費制度を改善すること。
・　社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。また、被虐被害や不適切な養育環境のもとで育ちながらも、これまで公的支援につながらなかった若者等に対しても、十分な支援が受けられるよう、制度の拡充を検討すること。
・　児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、小学生の学習塾費用についても基準内であれば支援が可能となるようにするとともに、大学生等多様な人との交流事業なども幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強

化すること。
・　外国人の子供の就学状況を把握し、就学を促進するために必要な法整備を行うとともに、帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備拡充、教材等の開発、外国人児童生徒等の文化的な背景にも配慮しながら日本語指導に対応できる専門性の高い教員等の計画的な育成と配置のための予算措置及び定数の改善等を早急に講じること。とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、各都道府県の交付申請額に対する交付決定額に差額が生じないよう、十分な予算を確実に確保すること。
・　非行少年等であって、更生保護や社会的養護等の各種制度の支援対象から外れる少年について、立ち直りを支援する制度を創設すること。
・　子どものデジタル機器の活用が進む中、子どもたちがウェブサイトやＳＮＳを通じた犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また生成ＡＩによる合成ポルノ製造などの事案に巻き込まれることや、被害に遭うことを未然に防ぎ、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、最適な対策について省庁横断的に検討し、実効的な対策を講ずること。
・　医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援の充実のため、家族等のレスパイトに必要な短期入所事業所や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所の安定的な運営に十分な報酬水準を確保するとともに、多発する災害に備え、災害時における電源確保等、必要な支援措置を講じること。
・　医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援事業等、その家族等の負担軽減等に資する財政支援を拡充すること。
・　難聴児への支援について、国の障害児福祉計画の基本指針では、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組を進めることとされていることから、全都道府県において中核的機能を有する体制の確保ができるまでの間、聴覚障害児支援中核機能整備に係る事業費の全額を国負担とすること。
・　物価高による影響が特に大きい生活困窮世帯への生活福祉資金貸付について、支援の更なる拡充を図ること。
・　共同親権に関する規定が令和８年４月に施行されたが、この運用に当たっては、地方自治体にとって大きな負担増とならないよう、実務レベルも含め基礎自治体と丁寧な調整や意見交換を行うこと。なお、今後も、地方自治体への負担が増える場合には、人員体制を担保する財政措置を講じるとともに、現場が混乱することがないよう、地方自治体と平時から情報共有に努めること。
・　あわせて、法定養育費制度が新たに創設されたことを踏まえ、法定養育費制度を含む養育費支払等に関する周知啓発を推進するとともに、ひとり親家庭が法定養育費を確実に受け取ることができるよう、申立文書の様式や地方裁判所の窓口等の請求手続に関する分かりやすい情報提供や相談支援体制の整備等、実効性のある養育費の確保策について検討すること。
・　ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちが夢や進学を諦めることがないよう、重点的に生活指導や学習支援に取り組むための十分な財政措置を講じること。また、食事の提供や相互交流等の活動を行う民間団体に対する補助基準額の拡充や補助率の引上げを行うとともに、こうした活動に子どもたちが容易にアクセスできるよう、交通費や送迎体制の整備など移動に要する費用への財政支援を拡充すること。
・　母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯が経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童

扶養手当の更なる増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の更なる増額及び支給額逓減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

・　特別児童扶養手当について、手当額は物価上昇等に応じて改定されている一方で、所得制限限度額は長期間据え置かれている。近年は物価上昇が名目賃金の伸びを上回り、実質賃金が低下し生活負担感が増しているにもかかわらず、所得制限限度額が改定されないため、支給停止となる受給者が増加している状況を踏まえ、所得制限限度額の引上げを行うこと。